

意見提出手続

令和 5 年 1 0 月 2 7 日

市 民 の 皆 様 へ

旭川市水道事業管理者  
佐藤 幸輝

「水道事業・下水道事業後期財政計画（素案）」に対する意見等の募集について

水道局では、水道・下水道事業の将来の方向性を示す基本的な指針として、平成 28 年度から令和 9 年度までの 12 年間の計画期間とする「旭川市水道・下水道ビジョン」を平成 28 年 2 月に策定しています。

また、このビジョンの実現に向け、この 12 年間の期間を更に前期・中期・後期に分け、4 年ごとの計画期間とする財政計画を策定しており、ビジョンとともに、本市の水道・下水道事業の経営戦略に位置付けながら、市民生活や都市活動に欠かせないライフラインの維持に取り組んでおります。

今年度、中期財政計画の期間が終了することから、新たに「後期財政計画（素案）」を作成しました。

つきましては、この素案に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

令和 5 年 1 0 月 2 7 日（金）～ 令和 5 年 1 1 月 2 7 日（月）

2 意見募集のテーマ

「水道事業・下水道事業後期財政計画（素案）」に対する意見、提言など

3 意見の提出先とお問合せ先

〒 0 7 0 - 8 5 4 1

旭川市上常盤町 1 丁目 水道局庁舎 3 階

旭川市水道局 上下水道部 経営企画課 企画財務係

電話：（0 1 6 6）2 4 - 3 1 7 0 FAX：（0 1 6 6）2 5 - 9 5 0 0

電子メール：[keieikikaku@city.asahikawa.lg.jp](mailto:keieikikaku@city.asahikawa.lg.jp)

#### 4 意見の提出方法

別紙『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。  
(使用できる言語は、原則として日本語のみとします。)

意見等の書き方などは「教えて、あさっぴー&ゆっきりん！パブリックコメントって何？」を御参照ください。

- (1) 郵送又は持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
  - \* 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
  - \* 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
  - 各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函することもできます（各支所は出張所、各公民館は分館を除く）。
  - \* 投函に当たっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りの上ホチキス留めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分 ～「意見書」を御覧ください。
- (ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称 ～「水道事業・下水道事業後期財政計画（素案）」と記載してください。

#### 5 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表します。公表に関する書類は、次の場所で配布する予定です。

また、本市ホームページ (<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>) でもお知らせします。

##### 〈配布場所〉

- ・水道局経営企画課（上常盤町1丁目）
- ・石狩川浄水場（末広東2条7丁目）
- ・忠別川浄水場（東神楽町ひじり野北2条6丁目）
- ・下水処理センター（神居町忠和287番地）
- ・市政情報コーナー（総合庁舎1階）
- ・各支所（東部まちづくりセンターを含む。）
- ・各公民館

お寄せいただいた御意見は、公表します（氏名・住所等の個人情報を除く）。

# 教えて、あさっぴー & ゆっきりん！ パブリックコメントって何？



**Q1. 「パブリックコメント」って、いったい何のことなの？**

A1. もともとは、国の機関（行政）が政令や省令を決めるときに、あらかじめその案を公表して、国民（市民）から意見や情報を募集する手続きのことだよ。略して「パブコメ」って呼ばれたりもするよ。



旭川市では「意見提出手続」という名前で行っているよ。「旭川市市民参加推進条例」で定められた制度で、平成15年4月から本格的にスタートしたんだって。



**Q2. どうしてパブリックコメントってするの？**

A2. 計画や条例などの案は、どうしても行政や委員会などの「特定の立場の人」によって作られることが多くなるから、その人たちとは違う視点（市民）からの意見をもらうことで、「偏りを補正」するねらいがあるの。



それから、市民からの意見に対して市の考え方を説明することで、「市が行う施策がどんなものなのか分かるようにする（透明性の確保）」というねらいもあるんだ。



**Q3. どんなことが意見提出手続（以下「パブコメ」）の対象になるの？**

A3. 市の基本的な方向性を示す計画や条例、みんなの生活に大きな影響がある制度などを対象にしているよ。



反対に、限られた区域や特定の市民を対象としているものや、市民に直接の影響がない市役所内部の決めごとなどは対象とはしないよ。



**Q4. パブコメを実施しているのかどうかは、どこでわかるの？**

A4. 意見を募集するときは、必ず市の広報誌やホームページで事前にお知らせしているよ。意見を募集する案や関係資料は、市のホームページで見られるし、総合庁舎1階にある市政情報コーナーや各支所・公民館などにも置いてあるよ。



**Q5. 私も意見を提出できるの？**

A5. もちろん！旭川市に住んでいる人や、市内にある職場や学校に通っている人など、旭川市に関係ある人は誰でも意見を提出できるの。





### Q 6. 意見はどうやって提出するの？

A6. ホームページなどで公開された計画や条例などの案を見て、思ったことや考えたことを、箇条書きや文章にまとめて市の担当課に出せばいいんだよ。

書いた意見は、担当課に持参したり、郵送、FAX、電子メールで送るほか、各支所や公民館に設置してある「意見提出箱」に投函してもいいし、市のホームページにあるwebフォームを利用して提出することもできるよ。



### Q 7. 意見の具体的な書き方が分かるといいな。

A7. じゃあ、意見の書き方の例を紹介するね。

1. ●ページ「〇〇」の項目に、「▲▲」を加えてはどうだろうか。
2. ●ページ「□□」については、「△△」という情報もあるので取り入れてみては。
3. ●ページ「□□」については基本的には賛成だ。●●部門こそ市が力を入れるべき基本的役目だと思う。
4. 〇〇については表現が抽象的で、具体的に何をどうするのか不明確である。
5. 〇〇量の変化についてはグラフで表現した方が、より具体的に実感できる。

とかね。



### Q 8. 私も意見を送れば、取り扱ってもらえるの？

A8. 寄せられた意見については、担当課が必ず全部にきちんと目を通していき、それぞれの意見に対する市の考え方も、ホームページで公表してるよ。

ただ、募集の趣旨と直接関係のない意見や匿名意見、賛否のみの意見は、原則パブコメの意見として取り扱われないので注意してね。



### Q 9. なるほど。パブコメは、私たちが気軽に市政に参加できる制度ってことなのね。でも、本当に私の意見が反映されるのかな？

A9. 必ずしも全ての意見が反映されるわけではないけれど、市民の目線から指摘してもらうことで、市役所だけでは気付かなかったことに気付くこともあるみたい。それにパブコメは多数決を取るものではないから、それぞれの意見を聞いて様々な角度から検討できて、どんどんよい案になることが期待できるしね。

もし自分の意見が案に直接反映されなかったとしても、市の様々な取組の中で、みんなの色々な意見や提案が、少しずつ生かされていたりもするんだよ。



旭川市では意見提出手続（パブリックコメント）制度を活用し  
市民の皆さまとよりよいまちづくりを進めていこうと考えています。  
是非皆さまのご意見をお寄せ下さい。



---



---



---



---



---



---

**【注意事項】**

- ※ 匿名の意見，本施策と無関係な意見，賛否のみの意見は，回答・公表・計上の対象とはいたしません。
- ※ 個別に要望等がある場合は，意見提出手続とは別に担当課又は広報広聴課にお寄せください。

**【意見提出者の区分】**

1 から 5 までのうち，該当するもの一つを丸で囲み，（ ）内に必要事項を記入してください。

- 1 市内に住所がある方
- 2 市内に事務所・事業所がある個人・法人・その他の団体  
事務所・事業所の名称  
所在地
- 3 市内にある事務所・事業所に勤務している方  
勤務先の名称  
所在地
- 4 市内にある学校に在学している方  
学校の名称  
所在地
- 5 意見提出手続に関する事案に利害関係がある方  
(利害関係の内容 )

個別回答の要否

要  不要

※個別の回答を希望する方は，「要」にチェックを記入してください。

\* 意見記入欄として別紙を添付することができます。

※ 備考 この様式により難しい場合は，この様式に準ずる別の様式を用いることができます。